

令和7年度 花咲く海の町「上関」再エネ活用プロジェクト業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和7年度 花咲く海の町「上関」再エネ活用プロジェクト業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3. 履行場所

山口県上関町内

4. 業務内容

委託業務の内容は、以下に示す事項である。

I 再エネ活用先導モデルの実現可能性調査

- a. 太陽光発電設備等の基本計画（1施設：栽培漁業センター）
- b. 太陽光発電設備等の実施設計（2施設：上関町総合文化センター、道の駅「上関海峡」）
- c. 概算事業費の算出、設備導入効果・事業収支計画検討（2施設：実施設計と同じ）
- d. 関係機関協議（一般送配電事業者、消防、事業者等）

II 検討委員会の設置・運営

本調査を進めるにあたり、本町と共同で検討会を設置し、その運営を行う。

検討会の実施回数は2回とする。

5. 打合せ

本業務を推進していくうえで適宜打ち合わせを実施する。不測の事態には、WEB会議等の方法も想定しておくこと。

6. 完成検査

受託者は、業務完了報告書を提出する際には、事前に契約書類及び仕様書にて義務付けられた資料の整備をすべて完了し、町に提出しなければならない。また、町の立会いのもと、完成検査を実施するものとする。検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修正しなければならない。

7. 成果品の提出

成果品は下記の内容とする。

①業務報告書及び概要版	3 部
②打合せ資料及び議事録	1 式
③上記①～②のデータを保存した電子媒体（CD-R や DVD-R 等）	2 枚

8. 指示監督

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と町は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認すること。

9. 資料の貸与

業務の実施において必要となる町所有の関連図書、関係資料等は、町が貸与するものとする。資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、貸与された資料については、必要がなくなった時点又は業務完了時にすべて返却するものとする。

10. 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

11. その他

- (1) 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、業務を遂行することとする。
- (2) 本業務において作成された成果品とその他の一切の著作権は町に帰属するものとし、本町の許可なく使用、流用してはならない。